

* 手話通訳技術をお持ちの方へ *

枚方市手話通訳者登録に係る募集を行いますので、ご協力をお願いします。

現在、枚方市ではろう者等からの派遣依頼に応じ、手話通訳活動に従事していただける20歳以上の方を募集しています。

つきましては、ご登録いただける方は、別添の登録申込書に必要事項を記入・押印の上、令和8年2月13日【金】までに枚方市役所障害企画課へご提出くださいますようお願いいたします。（郵送可）

●活動内容

ろう者等から、公的機関や医療機関等にて意思の疎通を図る際に支障がある場合に、現地にて手話通訳業務に従事して頂きます。

●登録期間

令和8年4月1日～令和11年3月31日の3年間

●活動報酬（単価は時間帯により異なります）

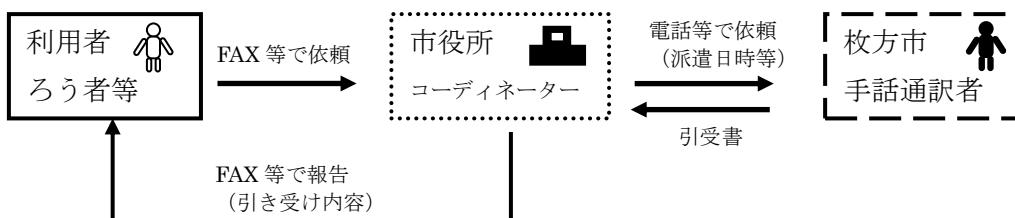
1,600円/h(8:00～18:00)
2,000円/h(6:00～8:00、18:00～22:00) + 交通費実費（公共交通機関利用時）
2,400円/h(22:00～6:00)

※遠方での通訳時は、上記に加え移動加算がつきます。（1回 1,000円）

なお、報酬算定対象となるのは通訳時間のみです。（移動時間は報酬算定対象に含まれません）

●派遣までの流れ

市役所からの連絡に基づき、現地にて手話通訳に従事して頂くことになります。



●実技試験の実施について

手話の技量や特性を把握するため、実技試験を実施します。（実技試験の実施希望時間を登録申込書に記入してください）

※手話通訳者の登録には、試験に合格していただく必要があります。

合否の通知方法：受験者ご本人へ郵送にて通知いたします。

なお、合否結果に関するお問い合わせには、原則としてお答えいたしかねます。

試験日：令和8年2月26日（木）午前の部（10時～12時）、午後の部（14時～17時）、夜間の部（18時～21時）のうち20分程度

場 所：ラポールひらかた 3階 研修室2

なお、次の①～③のいずれかに該当する方は実技試験を免除とします。

①手話通訳士

平成21年3月31日厚生省局長告示第96号で定める手話通訳技能認定試験（手話通訳士試験）の合格者

②大阪府登録手話通訳者

大阪府が実施する登録手話通訳者試験に合格し、現在大阪府に登録している方

③枚方市手話通訳登録者として派遣実績がある方

●登録後について

手話通訳派遣従事者研修について

障害福祉制度に対する理解及び通訳技術の維持等を目的に従事者研修を実施しますので、原則参加をお願いします。詳細日程については、後日封書で連絡します。また、当該研修のほか地域手話サークルに通うなどし、手話通訳の技術と知識の向上に努めていただきますようお願いします。

郵送・問い合わせ先

〒573-8666 枚方市大垣内町2丁目1番20号

枚方市役所 障害企画課 担当：山元・中村

TEL：072-841-1152（直通）

FAX：072-841-5123